

介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公表（見える化要件）

介護職員の処遇改善について、令和元年10月の介護報酬改定において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、新たに「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算算定には下記の要件を満たしている必要があります。

【算定要件】

- ① 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定している。
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の中でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っている。
- ③ 賃金改善以外の処遇改善の取り組み（②の取り組み）の見える化を行っている。

【見える化とは】

賃金以外の処遇改善の具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表システムや事業所ホームページなどで外部から見える形で公表することです。

【職場環境要件の提示について】

見える化要件に基づき、介護職員特定処遇改善加算の取得状況を報告し、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みに内容について、公表します。

介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公表（見える化要件）

処遇改善に関する具体的な取り組み内容

当法人は、滋賀県の「しが介護職員定着等推進事業者」の登録を受け、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

	職場環境等要件	当施設の具体的な取組内容
資 質 の 向 上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を整備し、受験料、研修費用の補助を行っている。また、研修参加時の勤務シフトの調整を行い、研修に参加しやすい環境を整えている。
	研修受講と人事考課との連動	年次研修計画を策定し、各種研修を定期的に行っている。
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	ワークライフバランスの環境作りに努めている。年間休日110日に加えて、年次有給休暇の取得を推進するとともに、各種休暇も取得できるよう配慮している。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	タブレット端末と見守り支援システムを導入し、職員の業務効率化及び負担軽減を図っている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実	滋賀県の「しが介護職員定着等推進事業者」の登録を受け、子育てと仕事を両立しやすい環境を整備している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故対応マニュアルを整備し、責任の所在を明確にしている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備	法定健康診断、ストレスチェックの実施及びインフルエンザ予防接種支援を行い、健康管理面の強化を行っている。
そ の 他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。
	職員の増員による業務負担の軽減	直接的な介護業務と補助業務を切り分け、介護職員の業務効率化、業務負担軽減を実施している。また、介護保険法が定める人員基準以上の職員を配置している。